

運輸省組織令案

341

裏面白紙

運輸省組織令

内閣は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七條第三項及び第四項の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 本省	
第一節 大臣官房	（第一条—第十一条）
第二節 海運局	（第十二条—第二十条）
第三節 船舶局	（第二十一条—第二十七条）
第四節 船員局	（第三十八条—第三十三条）
第五節 港湾局	（第三十四条—第四十条）
第六節 鉄道監督局	（第四十一条—第五十三条）
第七節 自動車局	（第五十四条—第六十三条）
第八節 航空局	（第六十四条—第七十七条）

第二章 外局

第一節 船員勞働委員会事務局	（第七十八条—第八十条）
第二節 捕獲審査再審査委員会事務局	（第八十一条—第八十三条）
第三節 海上保安庁	（第八十四条—第一百五十五条）
第四節 海難審判庁	
第一款 高等海難審判庁	（第一百六十六条—第一百九十九条）
第二款 地方海難審判庁	（第一百二十条）

附則

第一章 本省

第一節 大臣官房

（大臣官房の分課）

第一條 大臣官房に、観光部に置くものの外、左の五課及び二室を置く。

文書課

人事課

会計課

企画課

福祉課

審理官室

考査室

之観光部に、左の三課を置く。

計画課

業務課

整備課

(文書課)

第二條 文書課においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 大臣、事務次官及び政務次官の官印並びに省印の管守に關すること。

四

三 公文書類の接受、發送、編集及び保存並びに法規類の編さん及び配付に關すること。

四 国会との連絡に關すること。

五 庁内の取締に關すること。

六 国立国会図書館に關すること。

七 調査及び統計の取りまとめに關すること。

八 こう報に關すること。

九 公益法人その他の団体に關する許可又は認可に關すること。

十 気象業務に關すること。

十一 法令案その他の文書の審査及び進達その他の法務に關すること。

十二 部局の設置及び廢止その他運輸省の機構に關すること。

十三 本省とその地方支分部局との間における事務の連絡調整に關すること。

十四 前各号に掲げるものの外、大臣官房の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(人事課)

第三條 人事課においては、左の事務をつかさどる。

一 疊屬の職掌、昇進、昇遷、懲戒、職務、給与その他の人事並びに職員の教養及び訓

練に關すること。

- 二 監員の定員に關すること。
- 三 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に關すること。
- 四 恩給に關すること。
- 五 勲典及び表彰に關すること。
- 六 儀式典礼に關すること。

(会計課)

- 第四條 会計課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 経費及び收入の予算、決算及び会計に關すること。
 - 二 会計の監査に關すること。
 - 三 国有財産及び物品に關すること。

(企画課)

第五條 企画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 運輸省の所管行政に關する実施計画の設定及びこれに關する総合調整に關すること。
- 六
- 五
- 四 物資に關する基本的な政策及び計画に關すること。
- 三 企業の合理化促進に關する事務の取りまとめに關すること。
- 二 運輸に關する基本的な政策及び計画の策定に關すること。
- 一
- 十 外國為替予算案の作成の準備に關すること。
- 九 技術の振興、調整及び活用に關すること。
- 八 國土総合開発に關する事務の取まとめに關すること。
- 七 外資導入に關する事務の取りまとめに關すること。
- 六 都市における交通調整に關すること。
- 五 僱格等の統制に關すること。
- 四
- 三
- 二
- 一
- 十 経済に關する調査及び統計に關すること。
- 十一 都市における交通調整に關すること。
- 十二 外國における運輸事情の調査及び研究に關すること。

(審査課)

- 一 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
二 職員の共済組合に関すること。

(審理官室)

第七條 審理官室においては、左の事務をつかさどる。

- 一 運輸審議会件名表に関すること。
二 運輸審議会の行う公聴会に関すること。
三 運輸審議会の行う答申及び勧告に関すること。
四 審理報告書に関すること。

五 運輸審議会への申立の受理に関すること。

六 運輸審議会の行う調査及び研究並びにその成果の取りまとめに関すること。

七 前各号に掲げるものの外、運輸審議会の庶務に関すること。

(考査室)

第八條 考査室においては、左の事務をつかさどる。

一 運輸省の所掌に係る事務の考査に関すること。

八

七

二 運輸省の所掌に係る事務の監察に関すること。

(計画課)

第九條 計画課においては、左の事項をつかさどる。

- 一 観光に関する事務の統合調整及び企画に関すること。
二 外国との観光行政機関、国際的な観光機関等との連絡及び情報の交換に関すること。

三 外国における観光政策の調査及び研究に関すること。
四 観光に関する調査及び統計に関すること。

五 國際観光事業の補助金に関すること。
六 観光事業に関する財務及び税制に関すること。

七 観光事業に係る外国投資家の株式等の取得に関すること。
八 観光事業の発達、改善及び調整に関すること(部内の他課に属するものを除く。)
九 前各号に掲げるものの外、観光部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(業務課)

第十條 業務課においては、左の事務をつかさどる。

一 旅行あつ旋業者の登録及び旅行あつ旋の料金に関すること。

二 通訳案内業の試験に関すること。

三 前二号に掲げるものの外、旅行あつ旋業及び通訳案内業に関すること。

四 観光宣伝の計画及び指導に関すること。

五 観光観念の普及に関すること。

六 外客接遇の向上に関すること。

七 観光土産品の改善に関すること。

八 観光宣伝及び観光土産品の用に供する物資等に関すること。

九 観光資源の調査並びに保存及び利用の促進に関すること。

十 観光に関する資料の収集及び編さんに関すること。

九

一〇

(整備課)

第十一條 整備課においては、左の事務をつかさどる。

一 観光施設の整備計画の設定に関すること。

二 観光施設の改善の指導に関すること。

三 前各号に掲げるものの外、観光地及び観光施設の調査及び改善に関すること。

四 観光に係る国土総合開発に関する事務に関すること。

五 ホテル及び旅館の登録に関すること。

六 登録ホテル及び登録旅館の施設及び經營の改善の勧告に関すること。

七 観光施設の用に供する物資等の需給の調査に関すること。

八 観光施設の用に供する国際的に供給の不足する物資等の割当及び検査に関すること。

第二節 海運局

(海運局の介課)

第十二条 海運局に、海運調整部に置くもの外、左の四課を置く。

- 外航課
- 内航課
- 定期船課
- 監督課

ス 海運調整部に左の四課を置く。

- 総務課
- 海務課
- 調査課
- 特殊財産課

(外航課)

第十三条 外航課においては、左の事務をつかさどる。

一一

- 一 局の所掌に属する事務の総合整理に關することへ海運調整部の所掌に属するものを除く。)。
- 二 外航船腹の需給の調査に關すること。
- 三 対外定期航路事業に關すること。
- 四 外航に係る運送に關する規定に關すること。
- 五 船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に關すること。
- 六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に關すること。
- 七 外航に関する輸送実績、運賃、よ、船料及び運航状況の調査に關すること。
- 八 外国における海運事務に關する情報の收集に關すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、海運局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

ること。

(内航課)

第十四条 内航課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内航船脇の需給の調査に關すること。
- 二 内航に関する航海命令その他内航輸送の調整に關すること。
- 三 木船運送事業の登録に關すること。
- 四 標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貨渡料の設定及び変更に關すること。
- 五 前二号に掲げるものの外、木船運送事業に關すること。
- 六 内航に關する輸送実績、運賃、よう船料及び運航状況の調査に關すること。
- 七 水上運送の用に供する物資等の需給の調査に關すること。

(定期船課)

第十五条 定期船課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 旅客定期航路事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 二 旅客定期航路事業における運賃及び料金に關すること。
- 三 航路補助金の交付及び利子補給に關すること。
- 四 旅客定期航路事業に關するサービス改善命令その他の監督に關すること。
- 五 海外からの日本国民の船舶による引揚輸送に關すること。

一三

一四

(監督課)

第十六条 監督課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水上運送事業の発達、改善及び調整に關することへ内航課の所掌に屬するものを取扱ふこと。
- 二 水上運送事業に關する財務及び税制に關すること。
- 三 船舶建造販賣利子補給及び損失補償に關すること。
- 四 局の所掌に屬する事務に關し、外国投資家に係る技術援助契約又は外国投資家の株式等の取得に關すること。
- 五 木船相互保険組合の認可に關すること。
- 六 商船管理委員会の清算の監督に關すること。
- 七 国が承継した商船管理委員会の債権又は債務の処理に關すること。
- 八 海外からの日本国民の船舶による集団引揚輸送に關すること。
- 九 在外会社の財産整理に關すること。

(総務課)

第十七条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務で総合調整を要するものについての調査に関すること。
- 二 前号に掲げるものの外、海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務の総合調整に関すること。

- 三 海事に関する事業の再建整備及び金融に関すること。
- 四 海事代理士の試験、登録及び業務の監督に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、海運調整部の所掌に属する事務で他の所掌に属しないものの総合調整に関すること。

(海務課)

第十八条 海務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 海難の統計及び調査に関する事務(海難審判庁の行うものを除く。)。
- 二 海難救助の制度の調査及び企画立案に関する事務。
- 三 航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度の調査及び企画立案に関する事務。

一五

一六

と。

四 港則に関する制度の調査及び企画立案に関する事務。

五 水先に関する事務(水先人の試験に関する事務を除く。)。

六 水先審議会の庶務に関する事務。

(調査課)

第十九条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水上運送、船舶及び船員に関する統計に関する事務。
- 二 海事思想の普及及び宣伝に関する事務。
- 三 外国における海運政策の調査に関する事務。

(特殊財産課)

第二十条 特殊財産課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 船舶に関する事務の総合整理に関する事務。
- 二 在外会社及び在外籍船舶に関する事務の総合整理に関する事務。

第三節 船舶局

(船舶局の分課)

オ二十一條 船舶局に、左の六課を置く。

監理課

造船課

関連工業課

技術課

登録測度課

検査制度課

(監理課)

オ二十二条 監理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 局の所掌に属する事務の総合整理に関すること。
- 二 造船施設の新設、譲受及び借受の許可に関すること。
- 三 造船設備の新設、拡張及び増設の許可に関すること。

一七八

一七

四 造船に関する事業に関する財務及び税制に関すること。

五 船舶、船舶用機関及び船舶用品の価格に関すること。

六 船舶局の所掌に属する事務に関する事務に關し、外國投資家に係る株式等の取得に関すること。

七 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

八 造船に関する事業の労務に関すること。

九 造船に関する事業に從事する者の労働物資に関する事務。

十 造船に関する事業の用に供する電力の需給に関する事務。

十一 船舶局の所掌に属する事務に係る石油製品に関する統計に関する事務。

十二 海運造船合理化審議会の庶務に関する事務。

十三 前各号に掲げるものゝ外、船舶局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(造船課)

オ二十三条 造船課においては、左の事務をつかさどる。

一 船舶の製造、改造、移籍、引揚及び解体に関する事務。

- 二 船舶の製造及び修繕の技術の改善に関すること。
- 三 船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体に関する調査及び資料の収集に関すること。
- 四 造船施設の近代化的計画に関すること。
- 五 船舶の輸出の振興に関すること。
- 六 造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資等の需給の調査に関すること。
- 七 造船に関する事業の賠償指定施設の管理、保全、撤去及び転用に関すること。
- 八 だ捕船及び在外置籍船の現状調査、保管、原状回復及び返還に関すること。
- 九 船舶用機関及び船舶用品の輸出の振興に関すること。
- 一〇 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕の施設の近代化的計画に関すること。
- (一) **（内連工業課）**
- 一 造船関連工業の振興及び経営に関する指導に関すること。
- 二 造船関連工業に関する中小企業等扶助組合の定款の認証等に関すること。
- 三 船舶用機関及び船舶用品の輸出の振興に関すること。
- 四 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕の施設の近代化的計画に関すること。
- (二) **（技術課）**
- 一 造船に関する技術の改善に関すること。
- 二 造船に関する試験及び研究の助成に関すること。
- 三 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕の技術の改善に関すること。
- 四 輸出に係る船舶用機関及び船舶用品の等級、標準及び包装條件並びにこれらに係る登録及び検査に関すること。
- 五 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕の技術の改善に関すること。
- 六 輸出に係る船舶用機関及び船舶用品の等級、標準及び包装條件並びにこれらに係る登録及び検査に関すること。
- 七 前各号に掲げるものゝ外、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕及び流通の増進、改善及び調整に関すること。
- 八 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する調査及び資料の収集に関すること。
- 九 造船に関する事業の用に供する物資等の需給の調査に関すること。
- 十 造船に関する事業の用に供する國際的に供給の不足する物資等の割当及び検査に関すること。
- 十一 モーターボート競争に関すること。
- 十二 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する調査及び資料の収集に関すること。
- 十三 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する調査及び資料の収集に関すること。
- 十四 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する調査及び資料の収集に関すること。
- 十五 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する調査及び資料の収集に関すること。

三 船舶、船舶用機関、船舶用呂及び造船に関する施設の工業標準その他の規格に関すること。

四 前号に掲げるものゝ外、船舶の用に供する鉱工業品等の工業標準に関すること。

五 造船に関する技術に関する資料の収集及び提供に関すること。

六 造船に関する技術の調査及び研究に関すること。

七 造船に關し、外国投資家に係る技術援助契約に関すること。

八 船舶、船舶用機関及び船舶用呂の製造及び修繕並びに造船に関する施設の用に供する物資及び動力の目標原単位に関すること。

九 造船技術審議会の庶務に関すること。

(ハ 登録測度課)

オ二十六条 登録測度課においては、左の事務をつかさどる。

一 船舶及び登録及び船舶国籍証書に関すること。

二 船鑑札に関すること。

三 船舶の積量の測度に関すること。

四 船舶の構造及び設備に関する調査及び資料の収集に関すること。

一一

(ハ 檢査制度課)

オ二十七条 檢査制度課においては、左の事務をつかさどる。

一 船舶の安全に関する検査制度の調査及び企画立案に関すること。

二 船舶検査に関する記録及び統計に関すること。

三 船舶の安全に関する船体、機関等の基準の設定に関すること。

四 船舶検査執行地の指定に関すること。

五 船舶の安全に関する検査及び満載きづ水線の指定に関する証書に関すること。

六 船用呂の型式承認に関すること。

七 船級協会に関すること。

八 船舶の修理工の技倅に関すること。

九 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十二条第ニ項及び第十三条の処分に関すること。

一一

一一

第四節 船員局

(船員局の分課)
オ二十八条 船員局に、左の五課を置く。

労政課

労働基準課

給与厚生課

教育課

船舶取扱課

(労政課)
オ二十九条 労政課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 船員局の所掌に属する事務の総合整理に関する事。
- 二 船員の労働組合及び労働關係の調整に関する事（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
- 三 船員労働委員会との連絡に関する事。

二三

二四

四 船員の労働組合の活動に関する調査に関する事。

五 船員の労働組合及び労働關係に関する教育及び啓発に関する事。

六 船員の職業の紹介その他の労務の需給の調整に関する事。

七 船員の労務供給事業及び船員の募集に関する事。

八 中央船員職業安定審議会の庶務に関する事。

九 船員の労働關係に関する事務及び情報の交換に関する事。

十 船員局の所掌に係る事務その他所掌に属しないもの。

(労働基準課)

オ三十条 労働基準課においては、左の事務をつかさどる。

一 船長の取扱及び権限並びに船内規律に関する事。

二 船員の労働時間、休日、旅費、有給休暇、衛生、安全その他の船員の労働条件及び船員の保護に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

三 船員の就業規則に関する事。

四 船員の雇入契約の公認、船員手帳及び船員原簿に関する事。

(給与厚生課)

オ三十一条 給与厚生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 船員の給与に関すること。
- 二 船員の一般取扱種別賃金の設定に関すること。
- 三 船員の災害補償に関すること。
- 四 船員の労働物資に関すること。
- 五 船員の福利厚生に関すること。
- 六 船員保険事務の連絡に関すること。

(教育課)

オ三十二条 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 船員の教育及び養成並びにこれらに從事する者の研修に関すること。
- 二 海技に関する研究及び調査に関すること。
- 三 船員の取扱の指導及び取扱の補導に関すること。
- 四 船員教育審議会の庶務に関すること。

二五

二六

(船舶取扱課)

オ三十三条 船舶取扱課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 船舶取扱の資格及び走員に関すること。
- 二 海技従事者の免許に関すること(海技従事者国家試験の試験問題の作成及び試験の執行に関するなどを除く。)。
- 三 船員の資格の認定に関すること(認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関するなどを除く。)。

第五節 港湾局

(港湾局の分課)

オ三十四条 港湾局に、左の六課を置く。

管理課

港政課

倉庫課

計画課

建設課

機材課

(管理課)

第355条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 局の所掌に属する事務の総合整理に關すること。
- 二 港湾、航路及び港湾内運河に關する公共事業費に關すること(他の所掌に属するものを除く。)。
- 三 国以外の者の經營に係る港湾に關する助成及び監督に關すること(他の所掌に属するものを除く。)。
- 四 国の經營に係る港湾の管理に關すること。
- 五 航路の建設、改良及び保存に關すること(他の所掌に属するものを除く。)。
- 六 港湾内の公有水面の埋立、干たく及び使用の認可に關すること。
- 七 港湾内の運河に關すること(他の所掌に属するものを除く。)。
- 八 港湾における入港料及び使用料に關すること。
- 九 港湾に係る国土総合開発に關する事務に關すること。

二七

二八

(港政課)

第356条 港政課においては、左の事務をつかさどる。

- 十 港湾施設の鉱害復旧に關すること。
- 十一 港湾局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの
- 一 港湾における諸作業の改善、調整等に關すること。
- 二 港湾運送事業の登録に關すること。
- 三 港湾運送事業の発達、改善及び調整に關すること。
- 四 港湾作業料に関すること。
- 五 港湾運送事業者の港湾作業用施設の改善に關すること。
- 六 檢査人、検量人及び鑑定人の登録に關すること。
- 七 港湾運送事業に從事する者の労働物資に關すること。
- 八 港湾における諸作業に關する調査及び資料の収集に關すること。

(倉庫課)

オ三十七条 倉庫課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 倉庫業の発達、改善及び調整に關すること。
- 二 倉庫証券の發行の許可に關すること。
- 三 倉庫業者の保管施設の改善に關すること。
- 四 倉庫業法(昭和十年法律オ四十一号)の保管料金に關すること。
- 五 倉庫及び上屋に關する調査及び資料の收集に關すること。
- 六 倉庫業に從事する者の労働物資に關すること。

(計画課)

オ三十八条 計画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 港湾、航路及び港湾内運河に關する公共事業の事業計画に關すること。
- 二 港湾、航路及び港湾内運河の建設、改良及び保存の計画の策定又は審査に關すること。
- 三 港湾内の公有水面の埋立、干拓及び使用の計画の策定又は審査に關すること。

二九

三〇

と。

四 港湾施設に關する調査及び資料の收集に關すること(他の所掌に屬するものを除く。)。

(建設課)

オ三十九条 建設課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 港湾、航路及び港湾内運河の建設、改良及び保存の実施に關すること。
- 二 委託による港湾その他の海面の工事の実施に關すること。
- 三 港湾、航路及び港湾内運河に關する公共事業の認証に關すること。
- 四 港湾工事に関する調査及び指導に關すること。
- 五 港湾施設に關するものについての工業標準に關すること。

(機材課)

オ四十一条 機材課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 港湾工事用の船舶及び機器の調査、整備及び運用に關すること。

二 港湾荷役機械に関する調査及び資料の収集に関すること。

三 港湾に関する試験及び研究の助成に関すること。

四 港湾、航路及び港湾内運河の建設、改良及び保存の用に供する物資等の需給の調査に関すること。

五 港湾局の所掌に属する事務に係る石油製品に関する統計に関すること。

第六節 鉄道監督局

(鉄道監督局の分課)

第4十二条 鉄道監督局に、国有鉄道部及び民営鉄道部に置くものの外、左の二課を置く。

総務課

車両工業課

2 国有鉄道部に左の五課を置く。

財政課

労政課

3 民営鉄道部に左の五課を置く。

業務課

保安課

施設課

監理課

財務課

運転車両課

土木課

電気課

(総務課)

第4十二条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 鉄道監督局の所掌に属する事務の総合調整に関すること。

二 鉄道監督局の所掌に属する事務に関する統計及び調査の総合調整に関すること。

三 鉄道監督局の所掌に属する事務に関する制度の調査及び企画立案に關すること。

四 日本国鉄道と地方鉄道、軌道、索道及び無軌条電車との業務の調整に關すること。

五 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車に係る国土総合開発に関する事務に關すること。

六 外国における鉄道政策及び鉄道事情の調査及び資料の収集に關すること。

七 鉄道監督局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

(車両工業課)

オ四十三條 車両工業課においては、左の事務をつかふこと。

一 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安裝置その他の陸運機器へ部品を含み以下「陸運機器等」と總称する。(の種製造販売小修理の事業の發達改善及び調整に關す)。

二 陸運機器等の製造販売及び修理の事業に関する財務及び税制に關すること。

三 陸運機器等に関する工業標準その他の規格に關すること。

四 前各号に掲げるものの外、陸運機器等の用に供する鉱工業品等の工業標準に關すること。

二二、

五 陸運機器等の製造及び修理の事業の用に供する電力の需給に關すること。

三三、

三四、

六 陸運機器等の製造、販売及び修理の事業の労務及び労需物資に關すること。

七 陸運機器等の製造、販売及び修理の事業の用に供する物資等の需給の調査に關すること。

二二、
二二、

八 陸運機器等の製造、販売及び修理の事業の用に供する国際的に供給の不足する物資等の割当及び検査に關すること。

九 陸運機器等の製造及び修理の技術の改善に關すること。

十 陸運機器等に関する試験及び研究の助成に關すること。

十一 陸運機器等の製造及び修理並びにこれらに関する施設の用に供する物資及び動力の目標原単位に肉すること。

十二 陸運機器等の製造、販売及び修理に関する中小企業等の振興及び経営に肉すること。
専に肉すること。

十三 陸運機器等の製造、販売及び修理に関する中小企業等協同組合の定款の認証等に肉すること。

十四 工業標準に肉し、鉄道監督局の所掌に属する事務の取まとめに肉すること。

十五 陸運機器等の価格に因すること。

十六 輸出に係る陸運機器等の等級、標準及び包装條件並びにこれらに係る登録及び検査に因すること。

十七 陸運機器等の輸出の振興に因すること。

十八 外国における陸運機器等に因する情報の収集及び調査に因すること。

十九 陸運機器等の製造及び修理の事業に因し、外国投資家に係る技術援助契約に因すること。

二十 陸運機器等の製造、販売及び修理の事業に関する外国投資家の株式等の取得に因すること。

二十一 前各号に掲げるものの外、陸運機器等の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に因すること。

(財政課)
第四十四条 財政課においては、左の事務をつかさどる。

一 国有鉄道部の所掌に属する事務の総合整理に因すること。

三五

三六

二 日本国鉄道の予算に因すること。

三 日本国鉄道の決算に因すること。

四 日本国鉄道に対する交付金及び資金の貸付に因すること。

五 日本国鉄道の会計規程に因すること。

六 前各号に掲げるものの外、日本国有鉄道の会計及び財務に因すること。

七 日本国鉄道の用に供する物資等の需給の調査に因すること。

八 日本国鉄道の用に供する国際的に供給の不足する物資等の割当及び検査に因すること。

九 国有鉄道部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(労政課)

第四十五条 労政課においては、左の事務をつかさどる。

一 公共企業体等調停委員会に対する調停の請求及び公共企業体等仲裁委員会に対する仲裁の請求に因すること。

二 公共企業体等仲裁委員会の委員の罷免の請求に因すること。

三 日本国鉄道の役員及び取員の服務、勤務及び分限に關すること。

四 日本国鉄道の業務に從事する者の労働組合及び労働關係に關すること。

五 日本国鉄道業務に從事する者の給与その他の労働条件の調査及び指導に關すること。

と。

六 日本国鉄道の業務に從事する者の労需物資に關すること。

七 日本国鉄道の業務に從事する者の保健その他福祉の増進に關すること。

(業務課)

第四十六條 業務課においては、左の事務をつかさどる。

一 日本国鉄道が行う鐵道新線の建設の許可及び他の運輸事業の譲受の認可に關すること。

こと。

二 日本国鉄道の連絡船航路又は自動車運送事業の開始の許可に關すること。

三 日本国鉄道の営業線の休止及び廃止の許可に關すること。

四 日本国鉄道の鐵道、連絡船を含む。以下本条中同じ。) 及び自動車の輸送計画に關すること。

こと。

三七

三八

五 日本国鉄道の鐵道及び自動車の運賃及び料金に關すること。

六 日本国鉄道の鐵道及び自動車と他の運輸事業との連絡運輸に關すること。

七 日本国鉄道の鐵道車両及び船舶の新造計画及び改良計画に關すること。

八 鉄道公安取員の指名及びその任務の監督並びに鐵道司法警察取員の指名その他鐵道司法警察の監督に關すること。

九 日本国鉄道の事業用通信の運用に關すること。

十 日本国鉄道の鉄道及び自動車の運輸に關すること。

(保安課)

第四十七條 保安課においては、左の事務をつかさどる。

一 日本国鉄道の運転の保安に關すること。

二 日本国鉄道の運転事故に關すること。

三 日本国鉄道の陸運機器等であつて重要なものの工業標準、その他の規格に關すること。

と。

四 日本国鉄道の鐵道車両及び機械の検査及び修理に關すること。

- 五 日本国の鉄道の鉄道車両及び機械に関する承認その他安全保安に関すること。
- 六 日本国有鉄道の鉄道車両に固定する高圧ガスの容器の検査に関すること。
- 七 日本国有鉄道の鉄道車両及び機械の製造、改造、修理、保守及び使用に関する技術の改善に関すること。

- 八 日本国有鉄道の鉄道車両及び機械の試験及び研究の助成に関すること。
- 九 日本国有鉄道の鉄道車両及び機械の製造、改造、修理及び保守に関する技術援助契約に関すること。

(施設課)

第四十八条 施設課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 日本国有鉄道の鉄道新線の建設の計画に関すること。
- 二 日本国有鉄道重要施設の建設、改造、修理及び保守に関する技術上の計画に関すること。

- 三 日本国有鉄道の施設に関する工業標準その他の規格に関すること。

- 四 前号に掲げるものののみ、日本国有鉄道の施設の用に供する鉱工業品等の工業標準に関すること。

三九

四〇

内すること。

- 五 日本国有鉄道の施設の検査及び修理に関すること。
- 六 日本国有鉄道の施設に関する承認その他安全保安に関すること。
- 七 日本国有鉄道の施設の鉛害復旧に関すること。
- 八 日本国有鉄道の行う電化及び電源開発の技術上の計画に関すること。
- 九 日本国有鉄道の電力の需給の計画に関すること。
- 十 日本国有鉄道の施設の建設、改造、修理、保守及び使用に関する技術の改善に関すること。
- 十一 日本国有鉄道の施設に関する試験及び研究の助成に関すること。
- 十二 日本国有鉄道の施設の建設、改造、修理及び保守に関する技術援助契約に関すること。
- 十三 鉄道建設審議会の庶務に関すること。

(監理課)

第四十九条 監理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 民営鉄道部の所掌に属する事務の総合整理に肉すること。
- 二 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車に肉する免許及び特許に肉すること。
- 三 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車の運輸に肉すること。
- 四 地方鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の運賃及バ料金に肉すること。
- 五 地方鐵道、軌道、索道及び無軌条電車に肉する運輸に肉する協定に肉すること。
- 六 地方鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の労務及びこれらに従事する者の労需物資に肉すること。
- 七 地方鐵道及び軌道の係員の職制、服務、勤務、資格及び懲戒に肉すること。
- 八 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車の業務の監査に肉すること。
- 九 陸上交通事業の調整に肉すること。
- 十 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車の用に供する物資の需給の調査に肉すること。
- 十一 地方鐵道、軌道、専用鐵道、索道及び無軌条電車に肉する調査及び統計に肉すること。
- 一二 民営鉄道部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。
- (財務課)
- 第五十条 財務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 地方鐵道、軌道、索道及び無軌道電車に関する財務及び税制に肉すること。
 - 二 地方鐵道、軌道、索道及び無軌道電車の会計の監査に肉すること。
 - 三 地方鐵道及び軌道の補助金に肉すること。
 - 四 地方鐵道及び軌道の買収及び補償に肉すること。
 - 五 鉄道財團抵当に肉すること。
 - 六 軌道財團抵当に肉すること。
 - 七 地方鐵道、軌道、索道及び無軌条電車に肉し、外國投資家に係る株式等の取得に肉すること。
 - 八 地方鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の財務に肉する調査及び統計に肉すること。

(運転車両課)

第五十一条 運転車両課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運転の保安に關すること。
- 二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運転事故に關すること。
- 三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の車両の製造、改造、修理、保守及び使用に關する技術上の計画に關すること。
- 四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の車両に關する工業標準その他の規格に關すること。
- 五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の車両に關する許可その他安全保安に關すること。
- 六 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運転及び車両の監査に關すること。
- 七 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に固定する高圧ガスの容器の検査に關すること。

四三

四四

八 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運転及び車両の製造、改造、修理、保守及び使用に關する技術の調査及び研究に關すること。

九 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の車両の製造、改造、修理、保守及び使用に關する技術の改善に關すること。

十 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の車両に關する試験及び研究の助成に關すること。

十一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の車両の製造、改造、修理及び保守に關し、外國投資家に係る技術援助契約に關すること。

(土木課)

第五十二条 土木課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設の建設、改修、修理、保守及び使用に關する技術上の計画に關すること。
- 二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設の工業標準その他の規格に關すること。

三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設の監査に関する二事。

四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設に関する許可その他の安全保安に関する二事。

五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の土木施設の鉱害復旧に関する二事。

六 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設の建設、改修、修理、保守及び使用に関する技術の改善に関する二事。

七 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の土木施設に関する試験及び研究の助成に関する二事。

八 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設の建設、改修、修理、保守及び使用に関する技術の調査及び研究に関する二事。

九 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する土木施設の建設、改修、修理及び保守に関する二事。

四五

(電気課)

第五十三条 電気課においては、左の事務をつかさくる。

一 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の建設、改修、修理及び保守に関する技術上の計画に関する二事。

二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の工業標準その他の規格に関する二事。

三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の監査に関する二事。

四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の建設、改修、修理、保守に関する許可その他の安全保安に関する二事。

五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の建設、改修、修理、保守に関する二事。

六 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の建設、改修、修理、保守に関する二事。

四六

七 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の建設、改

造、修理、保守及び使用に関する技術の調査及び研究に関すること。

八 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の電気施設に関する試験及び研究の助成に関すること。

九 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の用に供する電気施設の建設、改

造、修理、及び保守に関する事務に付し、外国投資家に係る技術援助契約に関すること。

第七節 自動車局

(自動車局の分譲)

第十五条 自動車局に、業務部及び整備部に置くものの外、左の二課を置く。

総務課

業務部に、左の四課を置く。

財務課

旅客課

四七

四八

貨物課

通運課

道路調査課

整備部に、左の三課を置く。

登録資材課

整備課

車両課

(総務課)

第十五条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌に属する事務の総合調整に関すること。

二 自動車局の所掌に属する事務に関する統計及び調査の総合調整に関すること。

三 自動車局の所掌に属する事務に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

四 自動車の発着及び駐車の施設に関すること。

五 自動車運送事業及び自動車道に係る国土総合開発に関する事務に関すること。

六 自動車整備振興会の設立及び監督に関すること。

七 外国における鉄道政策及び陸運事情の調査及び資料の収集に関する一事へ鉄道監督局の所掌に属するものを除く。』

八 自動車局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

九 自動車局の所掌に属する事務をつかさどる。

(財務課)

*五十七条 財務課においては、左の事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌に係る事業に関する財務及び税金に関する事。

二 自動車運送事業の補償に関する事。

三 自動車局の所掌に係る事業の会計の監査に関する事。

四 自動車局の所掌に係る事業の運賃及び料金の設定に関する調査及び研究に関する事。

五 道路交通事業抵当に関する事。

六 自動車局の所掌に係る事業の労務に関する事。

七 自動車局の所掌に係る事務に係る中小企業等の振興及び指導に関する事。

四九

五〇

八 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等に関する事。

九 自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関する調査及び統計に関する事。

(旅客課)

*五十八条 旅客課においては、左の事務をつかさどる。

一 業務部の所掌に属する事務の総合整理に関する事。

二 旅客自動車運送事業に関する免許、許可及び認可に関する事。

三 国の行う旅客自動車運送事業に関する承認に関する事。

四 旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事へ他の所掌に属するものを除く。

五 旅客自動車運送事業に関する運輸に関する協定に関する事。

六 旅客自動車運送事業の営業の監査に関する事。

七 旅客自動車運送に関する輸送の調整に関する事。

八 自動車及び軽車両による旅客の運送に関する輸送実績並びに運輸に関する調査及び統計に関する事。

九 自動車及び軽車両による旅客の運送に関する輸送の需給の調査に関する事。

- 十 自動車及び軽車両による旅客の運送に関する調査及び統計に関すること。
- 十一 旅客自動車運送事業に対する公益に関する命令、事業改善の命令及び運送命令に関すること。
- 十二 旅客自動車運送事業に係る技術援助契約又は外国投資家の株式等の取得に関すること。
- 十三 旅客軽車両に関する運輸に関すること。
- 十四 前各号に掲げるものの外、旅客自動車運送事業及び旅客軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十五 道路運送審議会に関すること。
- 十六 自家用乗用自動車の使用の調整に関すること。
- 十七 業務部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。
- (貨物課)
 - *五十八条 貨物課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 貨物自動車運送事業に関する免許、許可及び認可に関すること。
- 二 通運事業に関する貨物自動車運送事業の種類及び事業区域の指定に関すること。
- 三 国の行う貨物自動車運送事業に関する承認に関すること。
- 四 自動車運取扱事業に関する登録又は認可に関すること。
- 五 貨物自動車運送事業及び自動車運取扱事業の運賃及び料金の認可に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 貨物自動車運送事業に関する運輸に関する協定に関すること。
- 七 貨物自動車運送事業及び自動車運取扱事業の営業の監査に関すること。
- 八 貨物自動車運送に関する輸送の調整に関すること。
- 九 自動車による貨物運送に関する輸送実績並びに運輸に関する調査及び統計に関すること。
- 十 自動車による貨物運送に関する輸送の需給の調査に関すること。
- 十一 自動車による貨物運送に関する調査及び統計に関すること。
- 十二 貨物自動車運送事業及び自動車運取扱事業に対する公益に関する命令、事業改善の命令及び運送命令に関すること。

十三 貨物自動車運送事業に關し、外國投資家に係る技術援助契約又は外國投資家の株式等の取得に關すること。

十四 前各号に掲げるものの外、貨物自動車運送事業の發達、改善及び調整に關する二と。

十五 自家用貨物自動車の使用及び自動車運送取扱事業の調整に關すること。

(通運課)

*五十九条 通運課においては、左の事務をつかさどる。

一 通運事業へ附帶業務を含む。以下本条中同じ。) 及び通運計算事業に關する免許、

許可及び認可に關すること。

二 貨物自動車運送事業に因する取扱駅の指定に關すること。

三 通運事業及び通運計算事業の運賃及び料金の認可に關する(一)他所掌に屬するものを除く。)。

四 通運事業、通運計算事業及び貨物輕車両運送事業の営業の監査に關すること。

五 通運、通運計算及び輕車両による貨物運送に關する調査及び統計に關すること。

五四

五三

六 通運事業に關し、外國投資家に係る技術援助契約又は外國投資家の株式等の取得に關すること。

七 前各号に掲げるものの外、通運事業、通運計算事業及び貨物輕車両運送事業の發達、改善及び調整に關すること。

(道路調査課)

*六十一条 道路調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 自動車道事業に關する免許、許可及び認可に關すること。

二 専用自動車道に關する許可及び認可に關すること。

三 国の行う自動車道事業に關する承認に關すること。

四 自動車道事業の使用料金及び供用約款に關することへ財務課の所掌に屬するものを除く。

五 自動車道事業に關する営業の監査に關すること。

六 自動車道事業及び専用自動車道に關する事業改善の命令に關すること。

七 自動車道の構造及び設備並びに工事及び管理に關すること。

- 八 自動車道事業及び専用自動車道に関する調査及び統計に関すること。
- 九 自動車道事業及び専用自動車道に関する、外国投資家に係る技術援助契約又は外国投資家の株式等の取得に関すること。
- 十 道路整備特別措置法（昭和二十七年法律第百六十九号）による有料道路に関すること。
- 十一 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、自動車道事業の発達、改善及び調整に関すること。
- （登録資料課）
- 第六十一条 登録資料課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 整備部の所掌に属する事務の総合整理に関すること。
 - 二 自動車の登録に関すること。
 - 三 自動車の登録の検認に関すること。
 - 四 自動車登録番号牌交付代行者の指定に関すること。
 - 五 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- 五五
- 五六
- 六 自動車の抵当权の登録に関すること。
 - 七 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関すること（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）。
 - 八 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューブ等の需給の調査並びに電力の需給に関すること。
 - 九 道路運送車両、自動車用代燃装置及び自動車用助燃装置並びにこれらの用に供する物資の用に供する国際的に供給の不足する物資等の割当及び検査に関すること。
 - 十一 前二号に掲げる物資等の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 十二 自動車局の所掌に属する事業に從事する者の手帳の頒布に関すること。
 - 十三 自動車局の所掌に属する事務に係る石油製品に関する統計に関すること。

(整備課)

カ六十二条 整備課においては、左の事務をつかさどる。

一 自動車の使用に係る整備管理者に関すること。

二 自動車の整備に関する命令及び勧告に関すること。

三 道路運送車両の使用及び整備へ再生及び修理を含む。以下本條中 同じ。)に關する技術上の改善に関すること。

四 自動車用及び原動機付自転車の整備のための部品及び機械器具に関する技術上の改善に関すること。

五 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューインガムその他の物質並びに電力の使用に関する技術上の改善に関すること。

六 自動車整備士に関すること。

七 自動車車庫に関すること。

八 自動車分解整備事業に関すること。

九 自動車分解整備事業者の検査及び検査主任者に関すること。

五七

五八

十 優良自動車整備事業者の認定に関すること。

十一 自動車の整備事業に關し、外国投資家に係る技術援助契約又は外国投資家の株式等の取得に関すること。

十二 前四号に掲げるものの外、自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

十三 輸出に係る道路運送車両の整備の用に供する物資の等級、標準及び包装条件並びにこれらに係る登録及び検査に関すること。

十四 道路運送車両の整備に関する調査及び統計に関すること。

十五 道路運送車両の整備の用に供する工業品及び自動車車庫に関する工業標準その他の規格に関すること。

十六 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の整備に関すること。

(車両課)

カ六十三条 車両課においては、左の事業をつかさどる。

一 自動車の検査に関すること。

- 二 自動車の検査施設に関すること。
- 三 自動車の型式についての指定に関すること。
- 四 自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関すること。
- 五 自動車の運転者の資格及び服務規律に関すること。
- 六 自動車の事故に関すること。
- 七 道路運送車両及びその用具の設計、規格及び技術上の改善に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の構造及び装置についての技術基準に関すること。
- 九 自動車用代燃装置、自動車用助燃装置及び軽車両の製造の事業の発達及び改善に関すること。
- 十 軽自動車の型式認定に関すること。
- 十一 自動車用代燃装置、自動車用助燃装置及び軽車両の製造の事業に関する物資の価格に関すること。
- 五九
- 六〇
- 十二 輸出に係る自動車用代燃装置、自動車用助燃装置及び軽車両の等級、標準及び包装条件並びにこれらに係る登録及び検査に関すること。
- 十三 道路運送車両に関する技術上の調査及び統計に関すること。
- 十四 自動車用代燃装置、自動車用助燃装置及び軽車両に係る工業品の工業標準その他の規格に関する事項（整備課の所掌に属するものを除く。）。

第八節 航空局

(航空局の分課)

第六十四条 監理部に左の六課を置く。

總務課
國際課
監督課
經理課
補給課
乗員課
技術部に左の七課を置く。

航務課
通信課
検査課
飛行場課

施設課
飛線課
照明課

(總務課)

第六十五条 總務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 航空局の所掌に属する事務の統合調整に關すること。
- 二 航空に関する重要事項についての企画立案に關すること。
- 三 航空に関する制度の調査及び企画立案に關すること。
- 四 航空思想の普及に關すること。
- 五 航空審議会の庶務に關すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、航空局の所掌に属する事務で他の所掌に属しないもの

(國際課)

第六十六条 國際課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 國際航空路線の開設に關すること。

- 二 國際航空路線の発達及び調整に関すること。
- 三 國際航空路線に関する調査に関すること。
- 四 外国人国際航空運送事業の許可に関すること。
- 五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第一項及び第百一十九条、第百二十七条、第百二十八条及び第百三十条の許可に関すること。
- 六 國際民間航空機関との連絡及び情報の交換に関すること。
- 七 外国における航空政策及び航空事情に関する調査及び資料の収集に関すること。

（監督課）

- 第百六十七条 監督課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 航空運送事業へ外国人国際航空運送事業を除く。以下同じ。）及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
 - 二 航空運送事業及び航空機使用事業の運賃及び料金に関すること。
 - 三 航空運送事業及び航空機使用事業の営業の監査に関すること。
 - 四 航空運送事業及び航空機使用事業に関する事業改善の命令に関すること。

六三

六四

- 五 航空運送事業及び航空機使用事業に関する調査及び統計に関すること。
- 六 前各号に掲げるもの外、航空運送事業及び航空機使用事業の発達、改善及び調整に関すること。

- 七 航空運送代理店業及び航空運送取扱業の届出に関すること。

- 八 航空機の修理及び改造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

- 九 航空機の利用の増進及び調整に関すること。

（乗員課）

- 第百六十八条 乗員課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 航空従業者技能証明及び航空機乗組員免許に関すること。
- 二 計器飛行証明及び操縦教育証明に関すること。
- 三 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
- 四 航空管理者技能検定に関すること。
- 五 航空従事者の教育及び養成に関すること。
- 六 航空交通管制に従事する者の研修に関すること。

(経理課)

オ六十九条 経理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 航空局の所掌に係る事務に関する予算、決算及び会計に関すること。
- 二 航空局の所掌に係る行政財産に関すること。

(補給課)

オ七十一条 補給課においては、航空局の所掌に係る事務に関する物品に関する事務をつかさどる。

(航務課)

オ七十二条 航務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 航空交通管制に関すること。
- 二 航空交通管制区及び航空交通管制園の指定に関すること。
- 三 航空機の航行に関する許可、承認及び指示に関すること(国際課の所掌に属するものと除く)。

六五

六六

- 四 飛行場及び航空保安施設の設置及び運用の統合調整に関すること。
- 五 航空路の調査及び指定に関すること。
- 六 航空路誌の編集に関すること。

- 七 航空機に関する事故に関すること。
- 八 航空機の航行の安全に関する調査及び研究に関すること。

- 九 技術部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(通信課)

オ七十三条 通信課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 航空通信の業務に関すること。
- 二 航空通信の業務に関する調査及び研究に関すること。
- 三 テレタイプの設置及び保守に関すること。

(検査課)

オ七十三条 検査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 航空機の登録に関すること。

- 二 航空機の耐空証明及び型式証明に關すること。
- 三 航空機の修理又は改造に關する検査に關すること。
- 四 発動機、プロペラその他航空機の裝備品の予備品證明に關すること。
- 五 指定無線通信機器に關する検査に關すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、航空機及びその裝備品並びにこれらに使用する材料及び部品に關すること。

(飛行場課)

- キ七十四条 飛行場課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 飛行場の設置に關すること（無線課及び照明課の所掌に屬するものを除く。）。
 - 二 飛行場の工事の計画に關すること。
 - 三 飛行場の運用に關すること。
 - 四 飛行場の検査に關すること。
 - 五 飛行場の設置及び運用に關する調査及び研究に關すること。

六七

六八

(施設課)

キ七十五條 施設課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 飛行場の保守に關すること（無線課及び照明課の所掌に屬するものを除く。）。
- 二 飛行場の工事の実施に關すること。
- 三 飛行場の保守に關する調査及び研究に關すること。

(無線課)

キ七十六条 無線課においては、左の事務をつかさどる。

- 一、航空保安無線施設その他の電気通信施設の設置、運用及び保守に關すること（通信課の所掌に屬するものを除く。）。
- 二、飛行場の保守に關する許可及び届出に關すること。
- 三、航空保安無線施設の検査に關すること。
- 四、航空保安無線施設その他の電気通信施設及び航空機用無線通信機器に關する調査及び研究に關すること。

(昭明課)

昭明譜

八 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、第五条の立証及び同法第十一條第一項の證明に關すること。

九 勞働組合法第十八条の決議に關すること。

十 勞働關係調整法(昭和二十一年法律第百二十五号)、第四十二条の請求に關すること。

十一 第六号から前号までの事務に關する船員地方労働委員会に対する助言及び曹轄指定等に關すること。

十二 事務局の所掌に係る事務で調整課に屬しないもの

(調整課)

ヤ八十条 調整課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 あつ、旋員候補者、あつ、旋員、調停委員及び仲裁委員に關すること。
- 二 勞働爭議のあつ、旋、調停及び仲裁に關すること。
- 三 緊急調整の決定に關する船員中央労働委員会の意見に關すること。
- 四 争議行為の発生の届出の受理に關すること。

セ一

セニ

五 船員労働委員会に關する調査及び統計に關すること。

六 カニ号の事務に關する船員地方労働委員会に対する助言等に關すること。

七 船員法(昭和二十二年法律第百号)、第五十九条第一項、第七十三条、第十九条第二項及びヤ百十一条並びに港域法の特例に關する政令(昭和二十三年政令第百六十四号)に規定する船員中央労働委員会の權限に關すること。

第二節 捕獲審査再審査委員会事務局

(事務局の分課)

オ八十一条 捕獲審査再審査委員会の事務局に、左の二課をおく。

総務課

審査課

(総務課)

オ八十二条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事及び福利厚生に関すること
- 二 会計に関すること。
- 三 再審査要請の受理に関すること
- 四 事務局の所掌に係る事務ぐ審査課に屬しないものの

(審査課)

オ八十三条 審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 捕獲審査所の検定の調査に関すること
- 二 再審査のために必要な書類の依成に関すること
- 三 議争の記録に関すること
- 四 決定書の作成に関すること

第三節 海上保安庁

(総務部の分課)

オ八十四条 総務部に、左の五課を置く。

政務課

祕書課

人事課

教養課

福祉課

(政務課)

オ八十五条 政務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 総務部の所掌に属する事務に関する総合整理に関する事。
- 二 機構及び行政運営に関する事。
- 三 長官の官印及び印信、管印に関する事。
- 四 法令案その他の文書の審査及び進達に関する事。

七五

七六

- 五 文書の接受、発送、編さん及び保存に関する事。
- 六 調査及び統計の取りまとめに関する事。
- 七 海上保安庁の所掌に属する事務の総合調整に関する事。
- 八 総務部の所掌に属する事務で他の所掌に属しないもの

(祕書課)

オ八十六条 紘書課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 会報に関する事。
- 二 庁内の取締に関する事。
- 三 儀式典礼に関する事。
- 四 機密に関する事。

(人事課)

オ八十七条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 取員の取階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 二 取員の定員に関する事。

(教養課)

オ入十八条 教養課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の教養及び訓練に關すること。
- 二 職員の教養及び訓練を行ふ機関に關すること。

(福祉課)

オ八十九条 福祉課においては、職員の妻・子・孫等の福利厚生に関する事務をつかさどる。

(経理課)

オ九十一条 経理補給部に、左の五課を置く。

- 経理課
需呂課
契約課
用度課
施設課

七七

七八

(経理課)

オ九十二条 経理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経理補給部の所掌に屬する事務に關する総合整理に關すること。
- 二 予算決算及び会計に關すること。
- 三 会計の監査に關すること。

(需呂課)

オ九十三条 需呂課においては、物品の調達及び配分の計画に關する事務をつかさどる。

(契約課)

オ九十四条 契約課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物品に関する契約に關すること。
- 二 服務に関する契約に關すること。
- 三 国有財産に関する契約に關すること。

(用度課)

オ九十五条 用度課においては、左の事務をつかさどる。

一 物呂の保管及び配分の実施に関すること。

二 物呂の検査に關すること。

三 物呂の処分に關すること。

(施設課)

オ九十五条 施設課においては、左の事務をつかさどる。

一 土地、建物、工作物及びその附屬設備の新設及び改廃の計画に關すること。
二 国有財産の管理に關すること。

(船舶技術部の分課)

オ九十六条 船舶技術部に、左の二課を置く。

管理課

技術課

(管理課)

オ九十七条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

一 船舶技術部の所掌に屬する事務に關すゞ総合整理に關すること。

七九

八〇

二 海上保安庁の船舶及び航空機の建造及び維持についての調査及び企画立案に關すること。

(技術課)

オ九十八条 技術課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上保安庁の船舶及び航空機の建造及び維持に關することへ管理課の所掌に屬するものを除く。)
二 海上保安庁の船舶及び航空機に關する技術的事項の調査及び研究に關すること。

(警備救援部の分課)

オ九十九条 警備救援部に、左の五課を置く。

監理課

警備課

公安課

航空課

通信課

382

(監理課)

＊百条 監理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 警備救難部の所掌に属する事務に関する総合整理に関すること。
- 二 警衛救難の業務に使用する船舶の整備計画に関すること。
- 三 警備救難の業務に使用する物品の整備計画に関すること。
- 四 海上における人命及び財産の保護に関する業務の実施計画に関すること。
- 五 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の監督に関すること。
- 六 港則に関する法令の施行に関すること。
- 七 海上の航路障害物の除去及び処理に関すること。

(警備課)

＊百一条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 警備救難の業務に使用する船舶の配属及び総合的運用に関すること。
- 二 警備救難の業務に使用する船舶及び航空機の行動に関する指令及び監督に関すること。

八一

八二

こと。

三 警備救難の業務に使用する船舶の運用に関する記録の作成及び保管に関すること。

田 海難防止に関すること。

(公安課)

＊百二条 公安課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 海上における法令の違反の防止に関すること。
- 二 海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者との海上における逮捕に関すること。

三 前二号に掲げるものの外、海上における公共の秩序の維持に関すること。

(航空課)

＊百三条 航空課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 海上保安庁の航空機の整備計画、配属及び総合的運用に関すること。
- 二 海上保安庁の航空機の運用に関する記録の作成及び保管に関すること。

三 海上保安庁の航路機の基地の調査及び整備に関すること。

(通信課)

オ百四条 通信課においては、海上保安庁の使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務をつかさどる。

(水路部の分課)

オ百五条 水路部に左の六課を置く。

監理課

測度課

海象課

編曆課

印刷課

(監理課)

オ百六条 監理課においては、左の事務をつかさどる。

八四

八三

- 一 水路部の所掌に属する事務に関する統合整理に関すること。
- 二 水路業務の計画及び監査に関すること。
- 三 水路業務の調査及び研究に関すること。

- 四 水路業務に関する資料の収集及び交換に関すること。
- 五 測量船及び観測船の整備計画及び運用に関すること。

- 六 測量船及び観測船の運用に関する記録の作成及び行動記録の保存に関すること。

(測量課)

オ百七条 測量課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水路の測量に関すること。
- 二 水路の測量に伴う地磁気の調査及び研究並びにその図誌の編集に関すること。
- 三 測量器材に関すること。
- 四 測量原図の修正及び保管に関すること。

(海象課)

オ百八条 海象課においては、左の事務をつかさどる。

一 海象の観測に関すること。

二 海流通報に関すること。

三 潮汐及び潮流諸元の推算に関すること。

四 海象及びこれに伴う気象の調査及び研究に関すること。

五 海象及びこれに伴う気象に関する図誌の編集に関すること。

(編曆課)

*百九条 編曆課においては、左の事務をつかさどる。

一 天文の観測及び天文諸元の推算に関すること。

二 天文の調査及び研究に関すること。

三 天文に関する図誌の編集に関すること。

(図誌課)

*百十条 図誌課においては、左の事務をつかさどる。

一 水路図誌及び航空図誌の編集に関すること。

二 航路告示及び航空告示に関すること。

八六

三 水路図誌及び航空図誌の供給に関すること。

(印刷課)

*百十一条 印刷課においては、左の事務をつかさどる。

一 水路部の所掌に属する事務に関する製版及び印刷に関すること。

二 水路部の所掌に属する事務に関する製版及び印刷技術の調査及研究に関すること。

(燈台部の分課)

*百十二条 燈台部に左の三課を置く。

監理課

工務課

電波標識課

(監理課)

*百十三条 監理課においては、左の事務をつかさどる。

一 燈台部の所掌に属する事務に関する総合整理に関すること。

二 航路標識及びその附属施設に関する企画に関すること。

八五

三 航路標識及びその附屬施設の工事に関する監査に関すること。

四 航路標識及び燈台業務用の船舶に使用する物品の整備計画に関すること。

五 航路標識及びその附屬施設並びに燈台業務用の船舶に関する調査及び統計の取りまとめに関すること。

六 航路標識の運用に関すること。

七 燈台業務用の船橋の整備計画及び運用に関すること。

八 海上保安庁以外の者等航路標識の設置、保守又は運用を行うものの監督に関すること。

九 航路標識の附屬の設備による気象の観測及びその通報に関すること。

(工務課)

カ百十四条 工務課においては、航路標識（電波標識を除く。）の建設、保守及び修理並びにその技術の調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(電波標識課)

カ百十五条 電波標識課においては、左の事務をつかさどる。

一 電波標識の建設及び保守並びにその技術に関する調査及び研究に関すること。

八七

八八

二 航路標識用及び気象観測業務用の通信施設の建設及び保守並びにその技術の調査及び研究に関すること。

第四節 海難審判庁

カ一 款 高等海難審判庁

(高等海難審判庁の分課)

カ百十六条 高等海難審判庁に、左の三課を置く。

総務課

会計課

(総務課)

カ百十七条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

- 二 文書の接受、発送、編集及び保存に關すること。
三 職員の取扱、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に關すること。

すること。

四 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

五 高等海難審判府の所掌に關する事務を他の府掌に屬しないもの。

(会計課)

六百十八条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 預算、決算及び会計に關すること。

二 行政財産及び物置に關すること。

(書記課)

六百十九条 書記課においては、左の事務をつかさどる。

一 海難審判事件に關する書類の作成、保管及び送達に關すること。

二 海難審判事件に関する証拠に關すること。

八九

九〇

三 地方海難審判府に対する審判事務の共助に關すること。

四 海事補佐人の登録に關すること。

五 海難審判事務の調査に關すること。

六 海難に関する資料の収集に關すること。

オニ款 地方海難審判府

(地方海難審判府の分課)

オ百二十条 各地方海難審判府に書記課を置く。

乙 書記課においては、各地方海難審判府の所掌に屬する事務をつかさどる。

附 則

この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

理由

運輸者の本省及び外局の課の設置及び所掌事務の範囲を定める必要があるからである。

裏面白紙

388